２）実施体制の整備に関する人的安全管理措置
３－１　従業者との個人データの非開示契約等の締結
３－２　従業者の役割・責任等の明確化
３－３　従業者への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
３－４　従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認
３）実施体制の整備に関する技術的安全管理措置
４－１　個人データの利用者の識別及び認証
４－２　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
４－３　個人データへのアクセス権限の管理
４－４　個人データの漏えい・毀損等防止策
４－５　個人データへのアクセスの記録及び分析
４－６　個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析
４－７　個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

Ⅱ．金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第９条に定める「従業者の監督」について

Ⅲ．金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に定める「委託先の監督」について
５－１・５－２　個人データ保護に関する委託先選定の基準
５－３・５－４　委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容

（別添１）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第８条第５項⑵に定める各管理段階における安全管理に係る取扱規程について
６－１　取得・入力段階における取扱規程
６－２　利用・加工段階における取扱規程
６－３　保管・保存段階における取扱規程
６－４　移送・送信段階における取扱規程
６－５　消去・廃棄段階における取扱規程
６－６　漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

（別添２）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第５条に定める「機微（センシティブ）情報」（生体認証情報を含む。）の取扱いについて
７－１・７－２

（別添３）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第２条第４項に規定する個人信用情報機関における会員管理について
８－１　資格審査
８－２　モニタリング
８－３　不適正使用に対する処分
８－４　外部監査

Ⅰ．金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第８条に定める安全管理措置の実施について

⑴　個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備

（個人データの安全管理に係る基本方針の整備）

１－１　金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号。以下「金融分野ガイドライン」という。）第１条第１項に規定する金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第８条第５項⑴①に基づき、次に掲げる事項を定めた個人データの安全管理に係る基本方針を策定し、当該基本方針を公表するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行わなければならない。
①　個人情報取扱事業者の名称
②　安全管理措置に関する質問及び苦情処理の窓口
③　個人データの安全管理に関する宣言
④　基本方針の継続的改善の宣言
⑤　関係法令等遵守の宣言

（個人データの安全管理に係る取扱規程の整備）

１－２　金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第８条第５項⑴②に規定する「個人データの安全管理に係る取扱規程の整備」として、金融分野ガイドライン第８条第５項⑵に規定する個人データの各管理段階における安全管理に係る取扱規程を整備し、各管理段階ごとに別添１に規定する事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない。

なお、全ての管理段階を同一人が取り扱う小規模事業者等においては、各管理段階ごとに取扱規程を定めることに代えて、全管理段階を通じた安全管理に係る取扱規程において次に掲げる事項を定めることも認められる。
①　取扱者の役割・責任
②　取扱者の限定
③　各管理段階において個人データの安全管理上必要とされる手続

（個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備）

１－３　金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第８条第５項⑴③に基づき、個人データの取扱状況に関する点検及び監査の規程を整備し、次に掲げる事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない。

なお、個人データ取扱部署が単一である事業者においては、点検により監査を代替することも認められる。
①　点検及び監査の目的
②　点検及び監査の実施部署
③　点検責任者及び点検担当者の役割・責任
④　監査責任者及び監査担当者の役割・責任
⑤　点検及び監査に関する手続

（外部委託に係る規程の整備）

１－４　金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第８条第５項⑴④に基づき、外部委託に係る取扱規程を整備し、次に掲げる事項を定めるとともに、定期的に規程の見直しを行わなければならない。
①　委託先の選定基準
②　委託契約に盛り込むべき安全管理に関する内容

⑵　個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備

１）実施体制の整備に関する組織的安全管理措置

金融分野における個人情報取扱事業者は、金融分野ガイドライン第８条第６項に基づき、個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備における「組織的安全管理措置」として、次に掲げる措置を講じなければならない。
①　個人データの管理責任者等の設置
②　就業規則等における安全管理措置の整備
③　個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
④　個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
⑤　個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
⑥　漏えい事案等に対応する体制の整備